

## 別紙 4

### 簡易型耐用年数表

#### 資産別区分

#### 建 物

構造又は用途	細 目	耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造のもの	住宅用・寄宿舎用・宿泊用	47年
	病院用	39年
	その他のもの	38年
レンガ造り・石造又はブロック造のもの	住宅用・寄宿舎用・宿泊用	38年
	病院用	36年
	その他のもの	34年
金属造のもの (骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る.)	住宅用・寄宿舎用・宿泊用	34年
	病院用	29年
	その他のもの	31年
木造又は合成樹脂造のもの	住宅用・寄宿舎用・宿泊用	22年
	病院用	17年
	その他のもの	15年
木造モルタル造のもの	住宅用・寄宿舎用・宿泊用	20年
	病院用	15年
	その他のもの	14年

#### 建物付属設備 (建物の用途には関係がない.)

構造又は用途	細 目	耐用年数
電気設備(照明設備を含む.)	蓄電池電源設備	6年
	その他のもの	15年
給排水又は衛生設備及びガス設備		15年
冷房・暖房・通風又はボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が22キロワット以下のもの.)	13年
	その他のもの	15年
昇降機設備	エレベーター	17年
	エスカレーター	15年

消火・排煙又は災害報知器及び格納式避難設備		8年
エアーカーテン又はドア自動開閉設備		12年
可動間仕切り	簡易なもの	3年
	その他のもの	15年
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	18年
	その他のもの	10年

\*介護用リフト・痴呆性徘徊防止用監視装置・特殊浴槽(特殊浴室)等は、その機器部分については、器具及び備品の「8 医療機器」の耐用年数が適用される。

構築物 (使用用途には関係がない。)

構造又は用途	細目	耐用年数
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7年
	その他の緑化施設及び庭園	30年
舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷・ブロック敷・レンガ敷又は石敷のもの	15年
	アスファルト敷又は木レンガ敷のもの	10年
	ビュチューマルス敷のもの	3年
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	下水道	35年
	塀	30年
コンクリート造又はコンクリートブロック造	下水道・塀	15年
石造のもの	下水道・塀	35年
土造のもの	下水道	15年
	塀	20年
木造のもの	塀	10年

車両運搬具

構造又は用途	細目	耐用年数
特殊自動車	救急車・レントゲン車	5年

	寝台車その他特殊車体を架装したものの 総排気量2リットル以下 その他のもの	3年 4年
前掲のもの以外のもの	自動車 小型車(0.66リットル以下) その他のもの	4年 6年
	二輪又は三輪自動車	3年
	自転車	2年
	その他のもの 自走能力のあるもの その他のもの	7年 4年

#### 器具及び備品

構造又は用途	細目	耐用年数
1. 家具・電気機器・ガス機器及び家庭用品	事務机・事務いす及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15年 8年
	応接セット 接客業用のもの その他のもの	5年 8年
	ベッド	8年
	児童用机及びいす	5年
	その他の家具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	15年 8年
	ラジオ・テレビ・テープレコーダその他の音響機器	5年
	冷房用又は暖房用機器	6年
	電気冷蔵庫・電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6年
	カーテン・座布団・寝具・丹前その他これらに類する繊維製品	3年
	じゅうたんその他床用敷物 小売業等 その他のもの	3年 6年
	室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの	15年 8年

	食事又は厨房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの	2年 5年
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	15年 8年
2. 事務機器及び通信機器	電子計算機	6年
	複写機・計算機・金銭登録機・タイムレコーダー その他これらに類するもの	5年
	その他の事務機器	5年
	テレタイプライター及びファクシミリ	5年
	インターホン及び放送用設備	6年
	電話設備その他通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの	6年 10年
3. 時計・試験機器及び測定機器	時計	10年
	度量衡器	5年
	試験及び測定機器	5年
4. 光学機器及び写真製作機器	省略	

5. 看板及び広告器具	看板・ネオンサイン及び気球	3年
	マネキン人形及び模型	2年
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	10年 5年
6. 容器及び金庫	金庫 手提げ金庫 その他のもの	5年 20年
7. 理容又は美容機器		5年
8. 医療機器	消毒殺菌用機器	4年
	手術機器	5年
	血液透析又は血漿交換用機器	7年
	ハーバードタンクその他の作動部分を有する 機能回復訓練機器	6年
	調剤機器	6年
	歯科診療用ユニット	7年
	光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの	6年 8年

	その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用するもの 移動式のもの・救急医療用のも及び自 動血液分析器 その他のもの その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	4年 6年 3年 10年 5年
9. 娯楽又はスポーツ器具	玉突き用具	8年
	パチンコ器・ビンゴ器その他これらに類する 球戯用具及び射的用具	2年
	碁・将棋・マージャンその他の遊戯具	5年
	スポーツ器具	3年
10. 前掲のもの以外のもの	自動販売機	5年
	焼却炉	5年
	その他のもの 主として金属性のもの その他のもの	10年 5年

勘定残高精算集計表

(会計区分)A指定介護老人福祉施設

	本部会計①		A指定介護老人福祉施設 関連控高②		A指定介護老人福祉施設 会計③		Aデイサービス事業会計④		A指定介護老人福祉施設 ②+③+④		A指定介護老人福祉施設 関連外会計①-②	
	借	方貸	方借	方貸	方借	方貸	方借	方貸	方借	方貸	方借	方貸
01 流動資産												
01 現金												
02 預金												
03 有価証券												
04 立替金												
05 仮払金												
06 前渡金												
07 前払費用												
08 買付金												
09 本部会計 施設会計 買付金												
10 特別会計 買付金												
11 未収金												
12 未収金												
13 その他 流動資産												
02 固定資産												
01 建物												
02 固定資産物品												
03 土地												
04 建設仮勘定												
05 権												
06 投資有価証券												
07 その他 固定資産												
資産合計												
11 流動負債												
01 経常資金 借入金												
02 未払費用												
03 未払費用												
04 仮受金												
05 預り金												
06 前受収益												
07 本部会計 施設会計 借入金												
08 特別会計 借入金												
09 その他 流動負債												
10 流動負債												
12 固定負債												
01 設備資金 借入金												
13 引当金												
01 人件費引当金												
02 修繕引当金												
03 備品等購入 引当金												
04 退職給与 引当金												
05 特定引当金												
負債合計												
21 基金												
01 基本財産基金												
02 運用財産基金												
22 積立金												
01 建設積立金												
02 固定負債 積立金												
03 その他 積立金												
23 繰越金												
01 前期繰越金												
02 当期繰越金												
純財産合計												
負債・純財産合計												







別紙7

前期末支払資金残高の調整表  
《収支計算書上の取扱い》

1 前期末支払資金残高

A 施設会計繰越金	× × ×	
A デイサービス会計繰越金 (*1)	× × ×	
⋮	⋮	
A 施設会計関連本部会計繰越金 (*2)	× × ×	× × ×

2 繰越金戻入額

A 施設会計引当金合計額	× × ×	
A デイサービス会計引当金合計額 (*1)	× × ×	
⋮	⋮	
A 施設関連本部会計特定引当金 (*2)	× × ×	× × ×
計 (I + II)		× × ×
移行特別積立預金積立額 (注 1)		
移行時特別積立金積立額 (*3) (注 2)	△ × × ×	
移行時特別積立預金取崩額 (注 3)	× × ×	△ × × ×
移行時減価償却特別積立預金積立額 (注 4)		△ × × ×
差 引 ; 調整後前期末支払資金残高 (注 5)		× × ×

(注 1) 第 3 の 8 の (3) の金額 ((\*2) を除く上記計の欄の金額) をいう。((\*1) については、次による。)

(注 2) 第 3 の 8 の (2) のイの金額をいう。

(注 3) 局長通知の第 2 の 4 の (3) のイによる額をいう。

(注 4) 第 3 の 8 (4) の金額をいう。

(注 5) 基本的に (\*2) の合計額 + (注 3) とする。((\*1) については、次による。)

(\*1) ; 委託契約等の内容により、実施主体者の判断に基づき除くか否かを決定する。

(\*3) ; 別紙 8 の移行時特別積立金積立額 of 金額をいう。

前期繰越活動収支差額の設定表  
《事業活動計算書上の取扱い》

## 1 繰越金

A 施設会計繰越金	× × ×	
A デイサービス事業会計繰越金 (*1)	× × ×	
⋮	⋮	
A 施設関連本部会計繰越金 (*2)	× × ×	× × ×

## 2 引当金

A 施設会計引当金合計額	× × ×	
A デイサービス事業会計引当金合計額 (*1)	× × ×	
⋮	⋮	
A 施設関連本部会計特定引当金 (*2)	× × ×	× × ×
計 (1 + 2)		× × ×
新会計方式への移行による調整額 (+又は△) (注 1)	× × ×	
過年度減価償却累計額受入	△ × × ×	
過年度国庫補助金等特別積立金取崩額	× × ×	× × ×
合 計		× × ×
移行時特別積立金積立額 (注 2)		△ × × ×
差引 ; 前期繰越活動収支差額設定額		× × ×

(注 1) 指導指針の第 3 の 8 の (2) のアの (ウ) による調整額をいう。

(注 2) (\*2) を除く合計欄の金額をいう。((\*) については以下による。)

なお、基本的に前期繰越活動収支差額設定額は、ゼロ又は(\*)の合計額となる。

(\*) ; 委託契約等の内容により、実施主体者の判断に基づき除くか否かを決する。